

## 規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	床面積の算定方法について 昭和61年4月30日建設省住指発第115号
2. 所管府省	国土交通省(住宅局建築指導課長)
3. 形式及び宛先	特定行政庁建築主務部長宛て通知
4. 通知・通達等の性格	所掌事務の取扱いについて、地方公共団体等に対する技術的助言として発出されるもの
5. 根拠法令	建築基準法施行令第2条第1項第3号
6. 通知・通達等の目的及び概要	<p>建築物の容積率等の算定の基礎となる建築基準法施行令第2条第1項第3号の規定する床面積の算定方法については、ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の算定及び区画の中心線の設定について、その構造種別により多岐にわたることから、それらの取り扱いについて明らかにすべく、昭和61年4月30日に通達として発出したものである。</p> <p>その後、平成13年2月19日に、「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」(国住総第15号)において、当該通達は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とみなすこととされた。</p> <p>例えば、ピロティについて、「十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない」など、床面積の具体的な算定方法について示している。</p>
7. 通知・通達等の内容を法令の形式で制定していない理由	<p>ピロティ、吹きさらしの廊下、屋外階段等の床面積の具体的な算定方法は、建築基準法施行令第2条第1項第3号の「建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。」の規定に基づき、個々具体の事例に即して地方公共団体が判断すべきものであるため、当技術的助言においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治事務に係る判断の考慮要素を示したもの(ピロティについて「十分に外気に解放され、」ているかどうか、屋外階段について「有効に開放」されているかどうか等)</li> <li>・制度趣旨による判断の原則を示したもの(ポーチについて「原則として床面積に算入しない」等)</li> <li>・具体のあてはめを確認的に示したもの(壁その他の区画の中心線)等を定めている。いずれも法的拘束力のあるものではなく、地方自治法第245条の4第1項に規定する「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言」に該当するものである。</li> </ul>
8. 通知・通達等の法的効果(強制力の有無など)	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であり、強制力はない。</p> <p>なお、従来、建築主事のみが行ってきた確認検査業務について、平成11年に民間機関への開放を行っており、現場の混乱を避ける観点から、本通知を廃止することは不適當である。</p>
9. 通知・通達等に従わなかったことによって被る不利益があれば、その内容、法的根拠	<p>特定行政庁が本技術的助言に従わなかったことによって被る不利益はない。</p> <p>特定行政庁が本技術的助言に従わず、かつ、床面積の算定方法に係る取扱いが法令の規定に違反していると認められるとき、又は著しく適正を欠き、明らかに公益を害し得ると認められるときは、国土交通大臣が地方自治法第245条の5第1項(又は第2項)の規定に基づき、特定行政庁に対し、床面積の算定方法に係る取扱いについて違反是正等を要求することとなる。</p> <p>当該違反是正等の要求により特定行政庁が床面積に係る法解釈を変更する場合、確認検査の申請者及び当初の床面積の算定方法に基づいて建築された建築物の所有者等は、不利益を被るおそれがある。</p>

規制見直し基準WG：各省ヒアリング調査票

1. 通知・通達等の名称	「車両の通行の制限について」 昭和53年12月1日建設省道交発第96号
2. 所管府省	国土交通省(道路局)
3. 形式及び宛先	各地方建設局長、都道府県知事、指定市長、関係公団総裁、理事長宛 て通達
4. 通知・通達等の性格	・法令の適正な運用を促すもの ・法令解釈や、許可を行う際の留意事項等を提示するもの ・地方公共団体に対して技術的助言を行うもの
5. 根拠法令	道路法第47条、第47条の2、車両制限令第3条
6. 通知・通達等の目的 及び概要	道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、道路法第47条 第1項及び第2項により、高さ、重量等が車両制限令で定める最高限度 (一般的制限値)を超える車両について、道路の通行が禁止されてお り、その運用に遺漏なきを期するもの。  一般的制限値を超える車両であっても、車両の構造又は積載物が 特殊であるためやむを得ないと認めるものについては、道路管理者が 必要な条件を附して許可できることとされており(道路法第47条の2第1 項)、法令解釈や許可を行う際の留意事項等の提示、技術的助言を行う もの。
7. 通知・通達等の内容 を法令の形式で制 定していない理由	道路法で通行が禁止される車両の高さ、重量等の一般的制限値は 車両制限令に規定されている。  特殊な車両の通行許可について、個別の道路と車両の関係は客観 化・一般化が難しく、また極めて技術的要因が大きいことから、個別・具 体の道路と車両の関係を踏まえた、やむを得ない場合の判断は、それ ぞれの道路管理者に委ねられているところであるが、道路構造の保全、 交通の危険防止の観点、また道路利用者の利便性の観点に配慮し、法 令解釈や許可を行う際の留意事項等の提示、技術的助言が必要と考える ため。
8. 通知・通達等の法的 効果(強制力の有無 など)	なし
9. 通知・通達等に 従わなかったこと によって被る不利益が あれば、その内容、 法的根拠	なし